

令和6年度こども食堂対象 フルーツ支援助成募集要項

フルーツ(果物類)を加え栄養補給を!

食を通して子どもたちの健康を支えるこども食堂。
 こどもの成長には食物繊維、ビタミン、ミネラル等の摂取も重要です。
 そこで食事にフルーツを加え、栄養をフォローアップ。
 おいしい食事に栄養と彩りを添えることで、より楽しいひと時となることを期待しております。

こども食堂を運営する法人・団体を対象に、フルーツ(果物類)の購入の費用を助成金として給付いたします。

<助成の概要>

助成対象先	「こども食堂」として無料または安価で食事を提供する活動をしている法人または団体(「地域食堂」「食材配布(フードパントリー)」を含む)
助成対象地域	日本全国
助成事項(助成内容)	フルーツ(果物類)の購入費用を助成
助成金額	1こども食堂につき 50,000 円
助成枠(予定)	600 件
応募受付期間	令和6年6月12日(水)~令和6年7月25日(木)迄
応募方法	「開催・購入計画書」の作成・助成金給付申請書入力・送信
助成可否について	審査のうえ決定
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・助成金は令和6年9月5日(木)から令和7年1月31日(金)の期間内にフルーツ(果物類)の購入費用として全額使いきる事 ・購入商品は、令和7年3月31日(月)までに提供し終える事 ・以下の活動については助成対象外とします ①フードドライブ ②フードバンク ③学習支援のみ、居場所の提供のみ、その他こども食堂以外の活動が主目的となっている活動

<助成募集詳細>

1. 助成対象先

「こども食堂」として無料または安価で食事を提供する活動をしている法人または団体(「地域食堂」「食材配布(フードパントリー)」を含む)

「こども食堂」として令和6年4月1日時点で既に活動し、審査時点で現存および実際にこども食堂の活動を継続している以下の要件を満たす法人または団体を助成対象とします。

- ① こども食堂を最低2名以上の人員で活動・運営している法人または団体(個人1名のみは対象外)
- ② こども食堂の運営法人または団体として、自治体、社会福祉協議会、こども食堂の中間支援団体、こども食堂の地域のネットワーク団体のいずれかに登録または所属をしていること
- ③ HP・SNS等でこども食堂としての活動が確認できる法人または団体であること(「ホームページ」、「インターネット上の自治体等の公開情報」、「上記②の登録先等への問い合わせ」、のいずれかで確認できること)
- ④ Web申請、エクセル・ワード等による書類作成、メールによるやり取りが可能なこと
- ⑤ 原則として、2か月に1回以上のこども食堂を開催していること
- ⑥ 令和6年9月5日(木)～令和7年1月31日(金)の期間内に合計2回以上のこども食堂の開催ができ、フルーツ(果物類)の購入で50,000円を使い切る計画が担保されていること
- ⑦ 食事を特定の者のみに提供するのではなく、広く門戸を開けて、不特定多数の者に提供していること
- ⑧ 特定の宗教や政治思想を広める、あるいは営利を目的とした活動でないこと
- ⑨ 反社会的勢力および反社会的勢力と密接な関わりがある法人または団体でないこと

2. 助成対象地域

日本全国

3. 助成事項(助成内容)

こども食堂での食事(主食・副菜・主菜/お弁当/その他食事に該当するもの)を提供または食材配布をする際に、栄養を補完する為に追加するフルーツ(果物類)の購入費用について、助成金を給付いたします。

項目	内容	例
フルーツ (果物類)	こども食堂利用者 (フードパントリー 含む)に提供する フルーツ(果物類)	<p><果物> イチゴ、リンゴ、バナナ、ぶどう、パイナップル、グレープフルーツ、メロン、みかん、キウイ、レモン、スイカ、梨、桃、栗、柿、その他柑橘類・ベリー類 等</p> <p><フルーツ飲料> 果汁100%飲料</p> <p><フルーツ加工品> 果物の缶詰、ドライフルーツ、冷凍フルーツ、ジャム、果肉入りまたは果汁入りゼリー、果肉入りまたは果汁入ヨーグルト</p>

【対象外】

- ・外出先での飲食(助成事項はこども食堂開催場所での提供に限る)
- ・こども食堂利用者以外への助成事項の提供
- ・お菓子類(スイーツ、ケーキ、クッキー、和菓子等)、果汁100%以外の飲料(水、清涼飲料水、アルコール飲料等)
- ・購入送料、持ち帰り用ビニール、紙皿または容器、(プラスチック)スプーン・フォーク、ピック

4. 助成金

1こども食堂につき 50,000 円

※1 同じ法人または団体でこども食堂の活動拠点が複数ある場合、各拠点から申請は可能ですが、助成する拠点数には上限を設けることがございます。

※2 フルーツ(果物類)の購入費用が助成金の対象となります。

ただし、下記の費用については助成金の対象に例外として加え、助成金の一部に限り使うことを認めます。

(助成金 50,000 円の中の税込 20,000 円以内)

こども食堂(フードパントリー含む)で提供する食材購入費用 (以下対象品目に限る)

→対象品目:米、餅、パン類(全般)、シリアル類、麺類(うどん、そば、乾麺、パスタ全般等)、魚・水産加工品、肉・肉加工品、卵、野菜、乳製品(牛乳、生クリーム、チーズ、ヨーグルト、バター、マーガリン等)、総菜、冷凍食品、インスタント食品(カップ麺、ラーメン、スープ類)、レトルト食品、豆類(豆腐、納豆)、ルウ類(カレー等)、漬物、こんにゃく、しらたき、はちみつ、粉類(小麦粉、パン粉、片栗粉、てんぷら粉、パンケーキミックス、お好み焼き粉等)、乾物(昆布、のり、ひじき、削り節、煮干し、かんぴょう、春雨、切干大根、ふりかけ、その他乾物)、果物以外の缶詰、調味料(しょうゆ、つゆ、だし、みそ、ケチャップ、マヨネーズ、塩、砂糖、酢、スパイス、こしょう、ドレッシング、唐辛子、調味酒、料理の素等)、食用油(サラダ油、ごま油等)、ベビーフード、粉ミルク。

※お菓子類(スイーツ、ケーキ、クッキー、和菓子等)、飲料(水、果汁 100%以外の清涼飲料水、アルコール飲料等)は食材購入費用として認めません。また税込 20,000 円を超えた部分は無効です。

5. 助成事項の実施期限

- ・助成金が振り込まれた日の**令和6年9月5日(木)～令和7年1月31日(金)**の間にフルーツ(果物類)を購入すること、および**助成金を使い切る**ことを条件とします。
- ・助成金は令和6年9月5日(木)に振込予定。**※振込前の購入は無効**
※助成金前渡し:給付された助成金はフルーツ(果物類)の購入費用として**期限内に全額使い切**ってください。
- ・数回に分けて購入可能です。
- ・購入商品は、令和7年3月31日(月)までに提供し終える事。

6. 応募手続き

【応募方法】原則としてパソコンから申請してください。(エクセルシートの作成があるため)

①「開催・購入計画書」を作成し、②Web申請で**入力および「開催・購入計画書」をアップロード**して申請をしてください。(メールからは受け付けておりません、必ず②から申請をしてください)

①	「開催・購入計画書」の作成	<p>・②の申請時に「開催・購入計画書」が必要となります</p> <p>・当財団HP、当助成の募集要項内にある「開催・購入計画書」をダウンロードし、開催予定日、購入予定日、購入予定品等、必要事項を入力してください https://www.ysmf.or.jp/subsidy/nursery_kindergarten/requirements/requirements-r6-1</p> <p style="text-align: center;">※ファイル名を 開催購入計画書 こども食堂名 に変えて保存してください ※必ず先に作成・保存をしてから、②に進むようお願いします</p>
---	---------------	--

②	Web申請 「フルーツ 助成金給付 申請書」	<p>・以下のURLアドレスより入力をして申請してください https://form.qooker.jp/Q/ja/6subsidy6ks03/request/</p> <p>※ ①で作成した「開催・購入計画書」をアップロードする必要があります ※ データ送信後に登録メールアドレス宛に完了通知を送ります 迷惑メール対策等の受信設定をしている場合は、(@qooker.jp)のドメインを受信できるように事前に設定をしてください</p>
③	応募締切	<p>令和6年7月25日(木) 同日23:59までに入力・送信が完了していること</p>
④	備考	<p>・フルーツ助成金給付申請書は、当財団法人の事業・目的を達成する以外には一切使用いたしません。また、応募データは助成の有無を問わず返却いたしません。 ・申請の不備、虚偽の申請、何かしらの問題が確認された場合は、助成金給付の決定後でも給付をいたしません。なお給付されない場合の理由についてお問い合わせいただいても回答をいたしませんのでご承知おきください。</p>

7. 審査

・以下の点から審査し、助成金給付対象とする法人・団体を決定します。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 募集要項の要件の一致 ② 申請内容の不備の有無、申請内容の妥当性、手続き上の問題の有無 ③ 支援または助成の必要性(理由)、運営方針、運営体制、活動実績、こども食堂開催数・利用人数、等 |
|--|

・上記の審査に加え、さらに審査の必要がある場合、追加の書類等の提出または提示、現地視察およびインタビュー(電話を含む)を行う場合がございますので、ご承知おきください。

8. 助成決定通知

・助成の可否については、**令和6年9月4日(水)まで**にメールにて通知いたします。

9. 助成金の給付

助成金の給付	令和6年9月5日(木)に、指定された金融機関口座に助成金を振込み送金して給付いたします。
--------	--

10. 助成事項実施後の手続き

・助成事項実施(完了)後1か月以内に、「受領書兼完了報告書」、購入・提供したフルーツ(果物類)の「写真」を提出していただきます。(助成決定通知の際に詳細をご案内します)

11. 証憑(レシート)の保管／モニタリング

・当財団職員が、必要に応じてモニタリング(状況視察、関係資料の提出、関係者へのヒアリング等)をすることがあります。その際には、証憑として食材を購入したレシートの提出を要請しますので、フルーツ(果物類)を購入したレシートのコピーを必ず保管しておいてください。(「受領書兼完了報告書」提出購入後1年間の保管必須)

なお、助成事項の実施状況等について疑義がある場合、または応募書類および申請内容に虚偽または不正が発覚した場合は調査を行い、その結果、助成金を返還していただく事がございますのでご承知おきください。また、調査の結果あるいは本助成における手続きにおいて重大な問題が確認された場合は、次回以降の助成をお断りする場合がございますのでご留意ください。

12. 助成金の返還

・以下のいずれかに該当した場合は、給付した助成金の全額を返還していただきます。(⑤で使い切らなかった場合は未使用分を返還)

- ① 申請データおよび提示された内容に虚偽や不正が発覚した場合
- ② 助成金の使い方に関し問題や不正が認められた場合
- ③ 連絡が取れない場合
- ④ この募集要項の内容に反する場合(例:「レシートのコピー」未保管、「受領書兼完了報告書」未提出 等)
- ⑤ **令和7年1月31日(金)迄にフルーツ(果物類)等を購入しなかった、または使いきらなかった場合**

13. 禁止事項

- ・助成金は、助成事項以外に使用する事はできません。
- ・助成事項はこども食堂利用者への提供に限るものとし、利用者以外への提供または第三者への譲渡あるいは売却をすることはできません。
- ・こども食堂の運営者が経営する法人や店舗でフルーツ(果物類)を購入する事は不可とします。(助成金はその法人や店舗の利益になる為)

14. お問い合わせ

・ご不明な点がございましたら、事務局までお問い合わせください。

<電話による受付>

TEL:03-6911-3600 (年末年始休暇を除く平日 9:30~17:30)

<お問い合わせフォームによる受付>

ホームページ「お問い合わせ」より「助成に関するお問い合わせはこちら」を選択し、必要事項を入力のうえお問い合わせください。

※電話がつながりにくい場合や、ご回答またはご連絡にお時間をいただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。よろしくお願ひ申し上げます。

15.備考: スケジュール

募集期間:令和6年6月12日(水)~7月25日(木)

募集決定:令和6年9月4日(水)までに、助成の可否についてメールにて通知

助成金振込日:令和6年9月5日(木)

助成金使用期間:令和6年9月5日(木)~令和7年1月31日(金)

※令和7年1月31日(金)までに購入したものは、令和7年3月31日(月)までのこども食堂で提供し終える事)

助成金報告書の提出:助成事項実施(完了)後1か月以内に、「受領書兼完了報告書」、購入・提供したフルーツ(果物類)の「写真」を提出していただきます。

※最終提出期限:令和7年2月28日(金)

※受領書兼完了報告書の書式の掲示:令和6年12月初旬迄に当財団ホームページに掲載予定

以上